

## 箕面市子育て支援求職者登録・情報提供事業 Q & A（令和5年10月現在）

### 【登録者向け】

Q 1 登録者の対象は資格のあるかたに限定されますか。

箕面市求職者登録・情報提供事業は、市内就学前施設の担い手を増やすことを目的としています。保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師等、資格があるかたはもちろん、資格不要な保育補助、調理補助、保育支援（清掃など）等として就労を希望するかたも登録できます。

Q 2 箕面市に住民票がありませんが登録できますか。

市内に住民票がないかたでも、市内の就学前施設で就労を希望される場合は登録の申込みが可能です。

Q 3 特定の保育所への就労を希望して登録することはできますか。

本事業は、就労希望の情報収集と情報提供を行うもので、就労の相談やあっせんを行うものではないことから、特定の施設を希望して登録することはできません。

Q 4 登録したらすぐに連絡をもらえますか。

保育所等が求人を希望し、勤務条件に合う登録者が見つかった場合に、施設側から直接登録者に面接等について連絡します。求職者登録は就労を保証するものではないため、ハローワーク等の就職紹介事業と併せてご利用ください。

Q 5 登録した勤務希望時間や曜日等を変更できますか。

変更できます。「箕面市求職者登録変更・取消届」を保育・幼児教育センターに提出してください。電子申請でも随時受付しています。

Q 6 登録した内容はどのように施設側に情報提供されますか。

市は、登録申込書の内容をもとに、個人情報を除いた「登録一覧」を作成します。求人する施設等は、登録一覧を閲覧した上で、連絡を取りたい求職者がいる場合は、市に「情報提供申込書兼誓約書」を提出し、情報提供を受けます。

### 【施設向け】

Q 7 登録者の情報を電話やファクスで教えてもらうことはできますか。

登録情報は個人情報保護の観点から、窓口で情報提供することとなっており、電話やファクスでの問い合わせにはお答えできません。

Q8 保育所等の長以外の者が、情報提供の申込みを行うことはできますか。

登録情報は個人情報のため、要綱で閲覧は保育所等の長又は保育所等の長が委任した者に限るとしてあります。

保育所等の長から委任を受けたかたが来庁する場合は、委任状と代理人の本人確認書類（法人が発行する身分証明書等）をお持ちください。

〈委任状見本〉

<b>委任状</b>
(代理人)
施設住所 _____
施設名 _____
氏名・役職 _____
私は、上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。
<u>箕面市子育て支援求職者登録一覧の閲覧</u>
<u>情報提供申込書兼誓約書の提出及び登録申込書の受取り</u>
(委任者)
施設住所 _____
施設名 _____
施設長名 (自署又は記名押印) ⑩ _____
電話番号 _____

決まった様式はありませんが、委任者本人が代理人の氏名等も全て記入してください。パソコンで作成する場合も、委任者の自署が必要です。

閲覧と同時に情報提供の申込みをする場合は、委任状に両方の権限について委任する旨を記入してください。